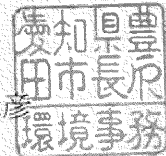


豊環保発 第 262 号

平成 26 年 4 月 24 日

環境大臣 石原 伸晃 様

豊田市長 太田 稔彦



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について（回答）

平成 25 年 10 月 30 日付け環廃産発第 1310301 号にて、当市に検討の要請のありました内容について、下記に示す受入条件の承諾を前提に計画変更の手続に入ることを同意します。

記

- 1 今後処理期間の延長に伴い、施設の老朽化への対策が一層重要になってくるため、国は、処理施設の設備の点検や更新等の取組について指導監督を行うとともに、日本環境安全事業㈱（以下「JESCO」という。）に対して必要な財政支援を行い、事故のない安全かつ確実な処理を継続できるようにすること。
- 2 二度と処理期間を延長することがないよう、未だに行政等による把握がなされていない処理対象物について、地方自治体が掘り起こし調査を実施する際の必要な技術的支援、処理困窮者に対する必要な財政支援拡充等必要な措置を講じ、国が責任を持って延長要請のあった期限内で確実に事業を終了させること。
- 3 広域化する PCB 廃棄物の収集運搬について、一層安全かつ適正な収集運搬が行われるよう万全を期すること。その際、市内を通過する場合には、収集運搬経路に関する情報を公開すること。
- 4 JESCO 豊田事業の処理の状況等について、一層の情報開示に努めること。